

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金事務事業に関する
入札可能性調査の結果について

中小企業庁では、国からの緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受ける事業者を支援するため、一時支援金を支給することとしており、この事務事業（「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金事務事業」（以下「事務事業」））は、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社（以下「現行事務局」）へ委託しております。

一方で、2月上旬の緊急事態宣言の延長等を踏まえて、当初の契約期間を超えて、事務事業を実施する必要性が生じたことから、4月からも事務事業を円滑に引き継いで的確に実施することができる事業者（現行事務局以外）の有無を確認する入札可能性調査を3月18日から3月23日にかけて行いました。

調査の結果、4月から同事業を円滑に引き継いで的確に実施することが可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合に参加する意思を有する事業者からの登録はございませんでした。

本調査結果を踏まえ、4月以降も現行事務局が事務事業を引き続き担うこととする予定です。

引き続き、一時支援金の迅速かつ適切な給付に向け、効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいります。